

# 収入保険が はじまります!

**新しく導入される収入保険では、保険料の掛金率は1%程度で、  
農家ごとの平均収入の8割以上の収入が確保されます!**

(これまでの農業共済は、品目が限定され、価格低下による収入減は対象外でした。)

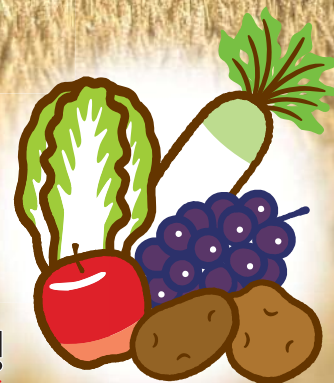
\*掛金率は、現時点の試算です。損害が発生しなかった場合は、翌年の保険料が下がります。

**米、畑作物、野菜、果樹、しいたけ、はちみつなど、  
農産物ならどんな品目でも対象になります!**

\*マルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵は、対象外です。

**収入保険制度の対象者は、  
青色申告を行なっている農業者になります!**

\*青色申告は、簡易な方式でよく、1年の実績があれば加入できます。新規就農者でも加入することができます。



収入保険は、平成31年からスタートします。

加入条件や補償内容など詳しいことは、**農業共済組合**にお問い合わせください。

安心のネットワーク  
**NOSAI**

# 収入保険制度が加わり、 農業者へのセーフティネットが拡充します！

収入保険制度の創設と農業共済制度の見直しを規定した農業保険法（改正農業災害補償法）が成立し、農業共済（NOSAI）が両制度を担っていきます。

収入保険制度が実施される平成31年からは、農業者は収入保険制度と農業共済制度などの類似制度の中から自らの経営に最適な制度を選択して加入することができます。

## Q1 農業共済と収入保険は一緒に加入はできないの？

A1

収入保険は、保険金などに国費が投入されます。そのため、国庫負担がある農業共済をはじめ、収入減少影響緩和対策（ナラシ）、野菜価格安定制度、加工原料乳生産者経営安定制度などは、いずれも国費が投入されていることから、収入保険との重複加入ができません。農業者自らの経営実態に応じて加入する制度を選ぶことになります。

ただし、農業共済に加入している一部の家畜や園芸施設本体など固定資産の損失を補てんするものは収入保険と同時に加入できます。

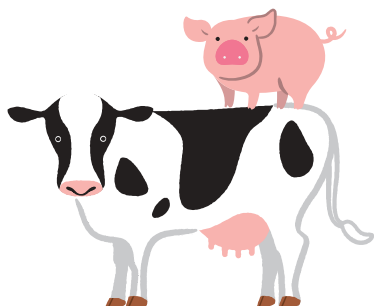
### 収入保険と類似制度の加入の選択

収入保険と同時に加入できない制度	収入保険と同時に加入できる制度
農業共済制度 ただし、右は同時加入が可	農業共済制度の一部 家畜共済（固定資産的家畜） ●搾乳牛 ●繁殖用牛・馬・豚 ●肉用子牛（6月齢未満で販売） ●病傷共済（乳用牛、肉用牛、一般馬、種豚） 園芸施設共済（固定資産的園芸施設） ●ハウス本体
収入減少影響緩和対策（ナラシ）	
野菜価格安定制度	
加工原料乳生産者経営安定制度	

また、畜産物のうち、「肉用牛」、「肉用子牛」、「肉豚」、「鶏卵」は収入減少だけではなくコスト増も補てんする畜産経営安定対策が措置されているので収入保険の対象からは除外されています。これら4品目を含む複合経営の場合は、**農産物全体の販売収入から4品目を除く方法で加入できます。**

なお、現行の加工原料乳生産者補給金は、加工原料乳生産者経営対策の加入の受給要件が外されることになりましたので、酪農家は収入保険に加入しつつ、加工原料乳生産者補給金を受給することができます。

収入保険から  
除かれる収入



畜産物	備考
肉用子牛(6月齢～12月齢未満で販売)	肉用子牛制度の対象
肉用牛(満17月齢以上で販売)	牛マルキンの対象
肉豚	豚マルキンの対象
鶏卵	鶏卵安定対策の対象

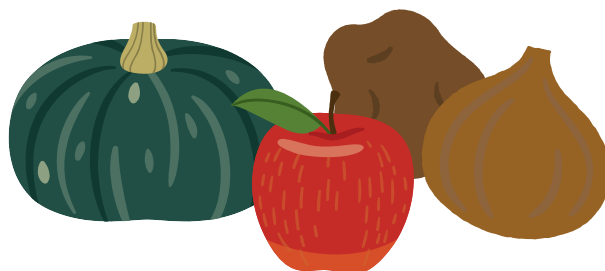
## Q2 収入保険の加入には 5年分の青色申告実績が必要なの？

A2

収入保険は国費を投入していることから、収入把握の正確性が必要になります。このことから、日々の取引を残高まで記帳する義務があり、在庫などの記帳が照合でき不正が起これにくい青色申告をしている者に加入要件を限定しています。

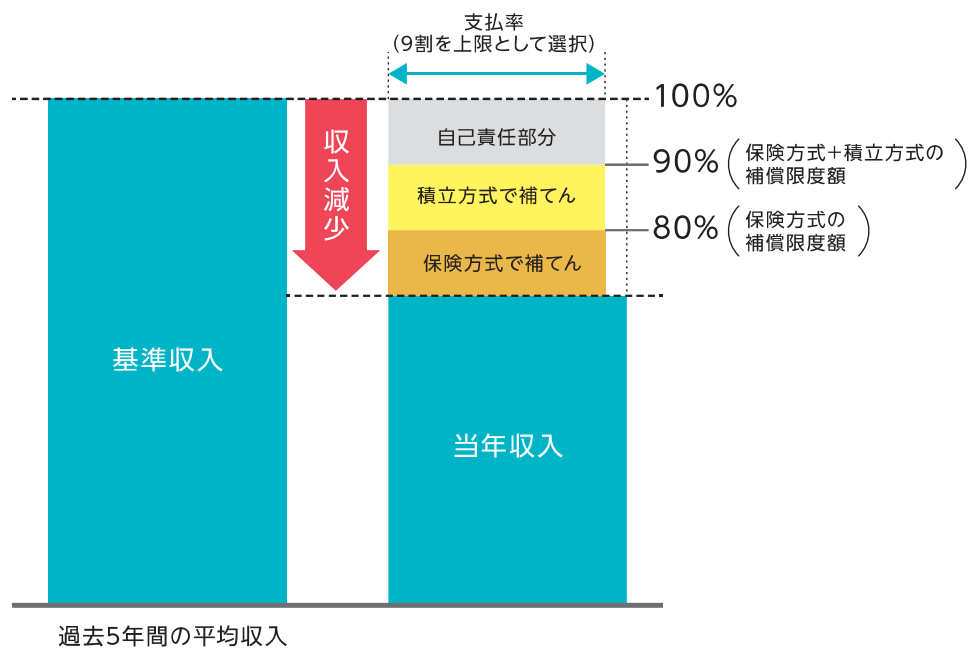
収入保険は平均的な収入に基づいて適切に基準収入を設定する観点から、5年間の青色申告の実績を基本としています。ただし、広く加入して頂くため、加入申請時に1年分の実績があれば加入できます(加入申請時に1年分の実績で加入する場合は補償限度が7割です。実績が増えることで補償限度も上がっていきます)。

※青色申告を始めようとする場合は、3月15日までに最寄りの税務署に青色申告承認申請書を提出することになります。



### Q3 収入保険に加入するとどの程度補てんされるの？

**A3** 業者ごとに設定する基準収入の9割を下回った場合、下回った額の9割(支払率)を補てんすることが基本になります。補てん方式は「**掛け捨ての保険方式**」(補償限度額・最大8割)に「**掛け捨てにならない積立方式**」(1割)を組み合わせる仕組みで、**農業者は保険料の負担を踏まえ、補償限度額・支払率を選択して加入できる仕組みになっています(掛け捨て保険方式のみの加入もできます)。**



### Q4 収入保険の対象になる収入は？

**A4** 「農業者が自ら生産している農産物の販売収入全体」を対象としています。きのこや山菜なども栽培管理を行なったものであれば対象になります。

また、加工品は、原則販売収入には含めませんが、所得税法上の農業所得として申告しているものは販売収入に含めます(具体的には、精米、梅干しなど農業者が自ら生産した農産物を加工して販売しているもの)。

なお、農産物の販売収入を算定する方法は、税制度と整合した仕組みとするため、青色申告決算書における収入金額の算定方法に準じています。

$$\text{農産物の販売収入} = \text{農産物の販売金額} + \text{事業消費金額} + \text{期末棚卸高金額} - \text{期首棚卸高金額}$$

## Q5 収入保険の対象収入に補助金は含まれるの？

A5

補助金は対象収入には含めません。

なお、雑収入として計上されているものであっても、実態上、販売収入と一体的に取り扱われている精算金、及び畑作物直接支払交付金(ゲタ)や加工原料乳生産者補給金など数量に応じた交付金は含まれます。

ただし、数量払いの交付金が農産物を収穫した翌年に支払われた場合は、税制度と同様、収入保険でも翌年の販売収入に含めることになります。

また、収入保険で支払われた保険金等も税申告上、雑収入となることから、対象収入には含めませんが、支払いが保険期間の翌年となることで、翌年の税負担が過大になることがないように、収入保険の保険金等は、税務上、保険期間の総収入金額に算入することになります。

## Q6 どのような収入減少が補償の対象になるの？

A6

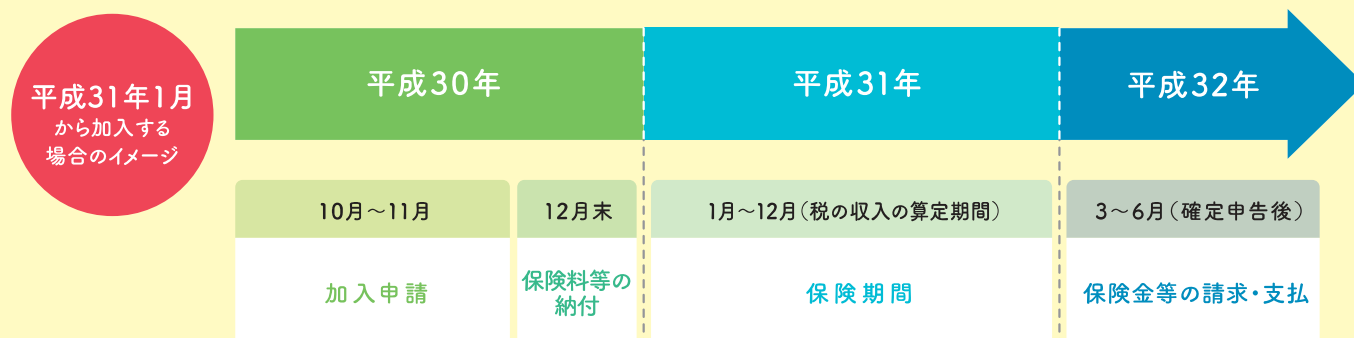
収入保険制度では、自然災害による収入減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象になります。

例えば、機械の故障や病気、怪我により収入が減少した場合や農作物の収穫後の保管中に生じた要因による収入が減少した場合、更には価格の低下により出荷しても赤字が増加するため収穫を中止したことにより収入が減少した場合も、補償の対象になります。

ただし、捨て作りや意図的な安売りなどによって生じた収入減少は補償の対象外です。

**収入保険と見直し後の農業共済は、平成31年産からスタートします！**

【参考】収入保険の加入・支払のスケジュール(個人の場合のイメージ)





# 収入保険の簡易シミュレーション

掛金は  
どうなるの？



## 1. 保険方式 ※掛捨てとなります。

$$\text{基準収入金額 (注1)} \text{ 円} \times \text{保険方式の補償限度 (注2) 補償限度 80\%} \times \text{支払率 (注3) 支払率 90\%}$$

(注1) 基準収入金額：過去5年間の平均収入です。ただし、加入申請時に1年分の実績でも加入することができます。

(注2) 保険方式の補償限度：80%を上限に、70%、60%、50%から選択ができます。加入申請時に1年分の実績で加入する場合、補償限度額は70%が上限になり、実績が増えるごとに段階的に引き上げられます。

(注3) 支払率：90%を上限に、80%、70%、60%、50%から選択ができます。

## 2. 積立金方式 ※掛捨てになりません。

$$\text{基準収入金額 (注1)} \text{ 円} \times \text{積立幅 (注2) 積立幅 10\%} \times \text{支払率 (注3) 支払率 90\%}$$

(注1) 基準収入金額：過去5年間の平均収入です。ただし、加入申請時に1年分の実績でも加入することができます。

(注2) 積立幅：10%と5%のどちらかを選択ができます。

## 3. あなたの収入保険に加入した場合の掛金

$$\text{① 保険方式} \text{ 円} + \text{② 積立金方式} \text{ 円} = \text{掛金} \text{ 円}$$

注) 農業者は保険料と積立金とは別に、事務費を支払います。

保険金等は  
どうなるの？



$$\left( \text{基準収入金額} \text{ 円} \times \text{補てん限度 (注1) 補てん限度 90\%} - \text{基準収入金額} \text{ 円} \right)$$

(注1) 補填限度：掛金の算定時に選択した、保険方式の補償限度+積立方式の積立幅になります。

(注2) 当年収入見込み割合：基準収入金額の何割になるのを見込みます。

$$\times \begin{array}{c} \text{保険料率 (注4)} \\ \text{保険料率 2.0\%} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{農業者負担分 (注4)} \\ \text{(100\%-国庫補助 50\%)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{①} \\ \text{保険方式} \\ \text{円} \end{array}$$

(注4) 保険料率:現時点の試算値として2.0%を設定しています。なお、保険料率については、農業者個々に危険段階別に設定されることから、保険金の受領が少ない方の保険料率は段階的に引き下げられ、逆に保険金の受領が多い方は引き上げられます。

(注5) 農業者負担分:国が1/2を助成します。

$$\times \begin{array}{c} \text{農業者負担分 (注4)} \\ \text{(100\%-国庫補助 75\%)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{②} \\ \text{積立金方式} \\ \text{円} \end{array}$$

(注3) 支払率:90%を上限に、80%、70%、60%、50%から選択ができます。ただし、保険方式で選択した支払率以下の選択となります。

(注4) 国が1/4を助成します。

#### 4. 既存制度に加入されている方の掛金

農業共済	円	牛マルキン	円
	円	豚マルキン	円
	円		円
ナラシ対策	円		円
野菜価格安定制度	円		円
加工原料乳生産者経営安定対策	円	合計	円

$$\times \begin{array}{c} \text{当年収入見込み割合 (注2)} \\ \text{\%} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{支払率} \\ \text{支払率 90\%} \end{array} = \begin{array}{c} \text{収入保険等} \\ \text{円} \end{array}$$

農業者の皆さまへ

# 収入保険制度の お問合わせ窓口 を開設しました

平成30年から収入保険制度の加入申請の受付が始まります。  
このたび道内のNOSAIではお問合わせ窓口を開設しました。

たとえばこんな  
ご質問・ご相談に  
お答えします

- 収入保険の内容
- 加入申込書の作成方法
- 既存の類似制度との比較のポイント
- 青色申告への移行の仕方
- 勉強会・研修会への出張サービスの受付 ほか

なお、詳細が未確定な部分がありますので、ご了承ください。

ご相談・お問合せ先は

N O S A I みなみ

石狩支所 0 1 1 - 3 8 2 - 5 4 7 0

※月曜日から金曜日（祝日除く）9時～17時でお願いします。